

本年1月29日付の日経新聞朝刊の経済教室に、「消費税、益税解消へ対策を」と題する拙論を寄稿した。「わが国の消費税制度では免税事業者からの仕入れについても帳簿計算で税額控除が認められるので、免税事業者からの買い手は過大控除ができ、『益税』を生じさせてるので、是正のために消費税インボイス（以下インボイス）を導入する必要がある」という内容だ。

これに対し免税事業者の方々から、「インボイスを入れたら自分たちは取引から排除される」という手紙をいただいた。しかし本当にそうなのだろうか。

筆者は昨年3月、英・仏・独を訪れ、軽減税率やインボイスの実施状況を見て、税制当局者と話す機会を得たが、彼らの話では、「EUではすべての国でインボイスが導入されているが、免税事業者が取引から排除されるという苦情は一切ない」ということであった。

フランス財務省の担当者からは、「小規模事業者のために免税点制度はある（財務省資料では物品販売業で売上1,100万円以下）が、課税選択した方が有利だから彼らはほとんど課税選択をしている」という答えが返ってきた。意味するところは、免税事業者は仕入税額控除ができないので、仕入で負担した消費税は（価格転嫁ができないれば）自らが負担する「損税」になる。しかし課税選択をすれば、仕入税額控除ができる、後述するインボイスを活用して転嫁も容易になるので結局有利になる、ということである。

これに対しわが国では、「インボイスは事務の手間がかかり零細事業者は対応できない」といわれている。しかしこれも誤解だ。インボイスは、消費税の申告税額の計算を確実・容易にするために考え出されたツールである。事業者は、売上と仕入に係るインボイスを保存し、申

告時にそれぞれ合計して、前者から後者を差し引くことで納税額を簡単に計算できるのである。

実はインボイスには、もう1つ大きなメリットがある。それは、事業者間取引において価格転嫁を確実にするという機能である。「買い手と売り手は税抜きで値決めをし、売り手は買い手に消費税額を記載したインボイスを発行、売り手は買い手から受け取った消費税額は国に納税、買い手は自ら負担した消費税額は仕入税額控除額となるので、ネットの負担は生じない」。

わが国にはインボイスがないので、事業者間の力関係で転嫁できにくくなる。そこで転嫁対策の特別法を作り、転嫁Gメンを配置して監視しているが、欧州では「消費税率引上げ時に事業者間取引の転嫁が問題になったことはない」という。

このように、インボイスには、簡素で正確な納税計算と転嫁を確実にするというメリットがあるので、本来軽減税率導入とは無関係に導入すべきものといえよう。

欧州型インボイスには、消費税額の別記と、真正な課税事業者を判断するためのVAT番号が付されている。それが理想だが、わが国で導入する際には、まず請求書に消費税額の別記を義務づけることから始めてはどうか。すでに大半の請求書には消費税額が別記されており、追加的な手間はそれほど大きくはないはずだ。与党税制協議会に提出されている「番号を付さない税額別記請求書方式」C案である。

5月の大型連休明けから本格化する軽減税率議論だが、税の議論を無視した政治的判断が行われる可能性がある。仮に軽減税率が導入されれば、事業者はインボイスがなければ正確な税額計算はできない。インボイスについての冷静な議論を行う時期が来ている。

